（虚偽登録者等の報告）

第九条　指定登録機関は、愛玩動物看護師が虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたと考えるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　当該愛玩動物看護師に係る名簿の登録事項

二　虚偽又は不正の事実

（試験に合格した者の氏名等の通知）

第十条　農林水産大臣及び環境大臣は、指定登録機関に対し、愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者の受験番号、氏名、生年月日、住所、試験に合格した年月及び合格証書の番号を記載した書類を交付するものとする。

（試験無効の処分の通知）

第十一条　農林水産大臣及び環境大臣は、法第三十二条第一項（法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により試験を無効としたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一　処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

（免許の取消し等の処分の通知）

第十二条　農林水産大臣及び環境大臣は、法第九条の規定により愛玩動物看護師の免許を取り消し、期間を定めて愛玩動物看護師の名称の使用の停止を命じ、又は再免許を与えたときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一　処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

二　処分の内容及び処分を行った年月日

（立入検査を行う職員の証明書）

第十三条　法第二十一条第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

（登録事務の休廃止の許可の申請）

第十四条　指定登録機関は、法第二十二条の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする登録事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（登録事務の引継ぎ等）

第十五条　指定登録機関は、法第二十二条の許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を廃止する場合、法第二十三条の規定により指定を取り消された場合又は法第二十六条第二項の規定により農林水産大臣及び環境大臣が登録事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録事務を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

二　登録事務に関する帳簿及び書類並びに名簿を農林水産大臣及び環境大臣に引き継ぐこと。

三　その他農林水産大臣及び環境大臣が必要と認める事項

附　則

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2　第一条の指定の申請は、この省令の施行前においても行うことができる。

別記様式（第13条関係）　（第１面）

←……12センチメートル……→

第　　号

立入検査身分証明書

写真

8センチメートル

職　名

氏　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第21条第１項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

農林水産大臣

環境大臣

（第２面）

愛玩動物看護師法（抄）

（立入検査）

第21条　農林水産大臣及び環境大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第47条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第21条第１項（第38条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四　（略）